

## ご挨拶

平素は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。  
満開の桜も一夜の大雨で散ってしまいましたが、今年は桜の開花が例年に比べてかなり遅かったようです。暖冬ならば開花は早いのかと思っていましたら、寒い日を何日か過ごさないと開花に勢いがつかないらしく、美しい姿を見せるにはそれなりの苦労が必要なんだと改めて学んだ春の訪れでした。国内を見渡せば、これまでの日経平均の最高値 38,915 円（1989 年 12 月 29 日）を 34 年ぶりに更新し、初の 4 万円台を達成しました。日銀の金融緩和政策も転換され、いよいよ本格的な好況期が訪れそうな感じもしますが、実質賃金の値下がりなどまだまだ一般消費者には好況を感じられない期間が続きそうです。今年 6 月からは定額減税が実施されますが、苦労の多い割には効果は薄いような気がします。本当に必要なのは、人気取りの政策ではなく根本的な政治改革ではないでしょうか。私たちも日々研鑽を重ね皆様のお役に立てるよう努力していく所存です。引き続きよろしく願いいたします。



税理士法人アークネット 代表社員 野呂 伸一郎

## 第 38 号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New  
\* 令和 6 年度税制改正のポイント
- 3 Tax Information  
\* 令和 6 年度税制改正 6 月からの定額減税
- 4 Profile～職員スタッフ紹介
- 5 FP の部屋  
\* セミナーのお知らせ
- 6 独り言

## What's New 令和 6 年度税制改正のポイント

令和 6 年 3 月 28 日に「所得税法等の一部を改正する法律」が成立し 4 月 1 日施行されました。今回の「What's New」では、このうち「交際費等から除外される飲食費に係る見直し」、「法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限の延長」についてお知らせします。

### 1 「交際費等から除外される飲食費に係る見直し」(法人課税)

交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費（\* 社内交際費を除く）に係る金額基準を 1 人当たり 5,000 円以下から 1 万円以下 に引き上げました。

\* 「社内飲食費」とは、専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費をいいます。

### 2 「法人版事業承継税制の特例措置に係る特例承継計画の提出期限の延長」(資産課税)

	改正前	改正後
特例承継計画の提出期限	令和 6 年 3 月 31 日	令和 8 年 3 月 31 日
事業承継税制の特例措置の適用期限	令和 9 年 12 月 31 日	令和 9 年 12 月 31 日 (改正なし)

法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

「一般措置」と「特例措置」の 2 つの制度があり、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大 3 分の 2 まで）の撤廃や納税猶予割合の引上げ（80% から 100%）がされている特例措置については、事前の計画策定等や適用期限が設けられていますが、今回の改正により事前の計画の策定期限が 2 年間（令和 8 年 3 月 31 日）に延長されました。

但し、適用期限は、今後も延長されない見込みの為、事業承継を検討している方は、適用期限が到来することを把握し、早期に取り組むことが望ましいと考えられます。

【出典：財務省「所得税法等の一部を改正する法律案」について（令和 6 年 2 月）】

【出典：国税庁「非上場株式等について贈与税・相続税の納税猶予・免除（法人版事業承継税制）のあらまし（令和 5 年 6 月）】

# 令和6年度税制改正 6月からの定額減税

令和6年6月から定額減税が実施されます。納税者及びその配偶者を含めた扶養親族1人につき令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円が減税されます。Tax Informationでは所得税の減税方法を確認し、この中で事業者の事務負担となる給与所得者に対する減税事務について取り上げます。

## 1. 定額減税の概要

### (1) 【定額減税の対象者】

令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合給与収入が2,000万円以下である方）です。

### (2) 【定額減税額】

定額減税の額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者） 30,000円
- ② 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者）1人につき30,000円

## 2. 定額減税の実施方法

区分	定額減税の実施方法
給与所得者	令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から定額減税額が控除されます。控除しきれない金額は翌月以降控除し最終的に年末調整により精算します。年調非該当者は確定申告で精算です。
公的年金等の受給者	令和6年6月1日以後最初に支払われる公的年金等につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から定額減税が控除されます。最終的には確定申告で精算されます。
事業所得者等	原則として、令和6年分の所得税の確定申告の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。予定納税の対象となる方については、令和6年7月の第1期分予定納税額から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。同一生計配偶者または扶養親族に係る特別控除の額に相当する金額については、予定納税額の減額申請の手続により特別控除の額を控除します。

## 3. 源泉徴収に係る定額減税の事務

月	給与担当者の事務	作成帳票等
5月	【控除対象者の確認】 R6.6.1 現在、甲欄適用の居住者を特定	合計所得金額1,805万円超も対象
5-6月	【月次減税額の計算】 ① 居住者である同一生計配偶者の数の確認 控除対象者と生計を一にする配偶者（除く青色事業専従者）のうち合計所得金額が48万円以下 ② 居住者である扶養親族の数の確認 所得税法上の控除対象扶養親族だけでなく16歳未満の扶養親族も含む。 ③ ①+②×3万円=月次減税額の確定	「扶養控除等申告書」の確認 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」
6-12月	④ 給与等支給時の月次減税額の控除 R6.6月以降の支給する給与又は賞与に係る源泉所得税から順次月次減税額を控除、一回で控除しきれなければ次回以降支給の給与等に係る源泉所得税で控除	「各人別控除事績簿」 「給与支払明細書」への控除額の表示 「納付書」への記載と納付等

ポイント：所得控除で対象としている配偶者・扶養親族と定額減税で対象となる配偶者・扶養親族はその条件が異なります。

11-12月	⑤ 年末調整減税事務 年末調整実施時（最終的にはR6.12.31現在）の同一生計配偶者（居住者）の数および扶養親族（居住者）の数に基づき年調減税額を算定し通常年末調整を含め源泉所得税の過不足を算定 減税控除済金額及び控除未済金額の表示	「源泉徴収簿」への記載 「源泉徴収票」への表示 「給与支払報告書」への表示
--------	---	---

参考：国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」（令和6年1月）

#### 4. 源泉徴収に係る定額減税の例示

定額減税の適用関係をイメージします。

モデル：令和6年6月1日現在（下記年収は見込）

X社勤務夫A 年収7百万円 甲欄適用

Y社勤務妻B 年収1百万円（合計所得金額45万円）

20歳子C（特定扶養）、15歳子D（年少扶養）

夫Aの月次減税額は、「本人」1「配偶者」1、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族計2、合計4人×3万円=12万円となります。月次減税額の控除は次のとおり

給与等支給	所得税	控除額	控除残額
R6.6.25 給与	2万円	2万円	10万円
R6.7.10 賞与	5万円	5万円	5万円
R6.7.25 給与	2万円	2万円	3万円
R6.8.25 給与	2万円	2万円	1万円
R6.9.25 給与	2万円	1万円	ゼロ

扶養内の妻B、子C及び子Dは納税者である夫Aの所得税から減税を受けることとなります。

仮に妻の年収が103万円超（合計所得金額48万円超）の場合、妻BはY社で「納税者本人」として定額減税を受けます。したがって妻BはX社で夫Aの「配偶者」としての減税は受けません。

また、その後20歳子Cがアルバイトで年収103万円を超えた場合、20歳子Cはアルバイト先の年末調整で定額減税を受けることとなります。したがって夫は扶養控除等異動申告書をA社に提出するとともに、既に控除された20歳子Cの月次減税額を年末調整で精算することとなります。

12月までの給与賞与に係る源泉所得税で控除しきれない場合は年末調整での控除となります。年末調整でも控除しきれない場合は源泉徴収票にその旨を記載します。

#### 5. 国税庁 定額減税Q&Aから抜粋

- ▶ 合計所得金額が1,805万円を超える人についても主たる給与の支払者のもとで月次減税の控除を行いますが、年末調整で精算します。また年末調整の対象とならない方は確定申告で精算します。

- ▶ 公的年金等に係る源泉徴収税額から定額減税の適用を受ける人についても、給与所得のある人は主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることとなります。この場合、給与等と公的年金等の定額減税額の重複控除については、確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われることとなります。
- ▶ 年の途中で出生した子について、令和6年12月31日時点で扶養親族となるのであれば、月次減税額の計算に含めなかった人であっても、年末調整時までに扶養控除等申告書（住民税に関する事項）に記載することで年調減税額の計算に含めることとなります。

#### 6. 【個人住民税の定額減税】

5.までは「所得税」に対する定額減税について取り上げました。これと合わせて「住民税」からの定額減税も制度化されています。令和6年度分の個人住民税にあつては、納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を所得割額から控除します。また、令和7年度分の個人住民税にあつては、控除対象配偶者以外の同 一生計配偶者を有する者について、1万円を所得割額から控除します。

区分	定額減税実施方法
給与所得特別徴収	令和6年6月分は住民税を徴収せず、「定額減税「後」の年税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均した税額を徴収します。
普通徴収	定額減税「前」の年税額をもとに算出した第1期分（令和6年6月分）の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除し徴収します。

参考）個人住民税の定額減税（案）に係るQ&A集、総務省

個人住民税の定額減税については未だ具体的な対応の情報が不足していますので各自自治体からの情報に注意してください。以上今回の減税措置については給与事務への負担が想定されます。給与システム更新の確認、管理ツールの導入も含め準備を進めましょう。

静岡事務所所長 小田巻 真史



## Profile～職員スタッフ紹介

庄司 和宏

(しょうじ かずひろ)

千葉事務所所属



- \* 1985年8月生まれ
- \* 千葉県船橋市出身
- \* 県内の税理士法人に4年超勤めたのち、2024年2月より税理士法人アークネットに勤務。
- \* 趣味: 映画鑑賞
- \* 一言: 皆様のお役に立てるよう日々精進して参ります。どうぞよろしくお願ひ致します。

## FP の部屋 全事務所クライアント様対象 セミナーのお知らせ

静岡事務所では毎年8月と12月に全事務所のクライアント様を対象とした限定セミナーを開催しています。参加費は無料です。

ご参加方法は：



会場  
(静岡県産業経済会館)



オンライン  
(Zoom)

同時開催のため、遠方の方もご参加が可能です☆



今回は、令和6年8月9日(金)に開催します。  
テーマは『相続税・贈与税』、受付開始は令和6年7月上旬です。  
相続・贈与の基礎部分から相続時精算課税制度、令和5年度の税制改正(生前贈与加算の見直し)まで学べる内容を予定しています。

また、今年から当社HPの「クライアント様限定セミナー」ボタンよりセミナー情報の内容確認からお申込みまで可能になります！  
皆様のご参加を心よりお待ちしております♪



ホームページにセミナー紹介動画CM(1分47秒)を掲載しました。  
是非ご視聴下さい！



アークネット 税理士



1級ファイナンシャルプランニング技能士・CFP 設楽亜沙美

### ～～独り言～～

政治家の裏金問題。政治家というと野党の皆様には失礼かもしれないが、似たり寄ったり、金がふんだんにあれば人はそうなる。(と、私は思っている)。国会中継を観ていると、質問に立った人が原稿を見ながら質問するのはいいとして、答える方も原稿を読んでもるじゃないか。あらかじめ質問の内容を知らせてあって、答えも(官僚に)用意され、ただ読んでもるだけ。しかも「見たことありません、覚えてません」そのうち「うすうす思い出した」。これでは議論は噛み合わないし、質問書にないことは聞いてはいけないから答えない。先日の政治資金裏金問題で開かれた政倫審(政治倫理審査会)の答弁では、虚偽は許される。だから国会に呼んで追及する。これ、おかしいです。子ども達はどうせ国会中継なんかは観てないと思うけど、教育上よろしくない。子ども増やそう！という前に大人は矜持を正したほうがいいんじゃないの。 文責：野呂伸一郎

# ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3号館 8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 5A

TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591